

少年司法における諸機関連携の在り方についての序論的考察（二・完）

岡田 行雄

一 はじめに

二 日本の少年司法における諸機関連携に関する従来の研究

（一）家庭裁判所調査官による調査における関係諸機関との連携に関する研究

（二）発達障がいのある少年のケースにおける福祉と少年司法の連携に関する研究

（三）少年司法に関わる多機関連携に関する研究

（四）日本の少年司法における諸機関連携研究の到達点

三 ドイツ少年法の家における少年司法に関与する諸機関の連携

（一）ドイツ少年司法に関与する諸機関

（二）ドイツ少年法の家の設立の経緯、対象少年、目的（以上熊本法学一三六号）

- (三) ドイツ少年法の家の内部における諸機関連携
- (四) ドイツ少年法の家と外部機関との連携
- (五) ドイツ少年法の家における連携の成果検証とその到達点
- 四 少年司法における連携に関する研究の課題
  - (一) 日独の少年司法における連携状況の相違
  - (二) 日独の少年司法における連携研究の相違
  - (三) 少年司法における諸機関連携研究の課題
- 五 結びに代えて

### (三) ドイツ少年法の家の内部における諸機関連携

次に、ドイツ少年法の家の内部にある機関の間における連携を、Stuttgart、Ludwigsshafen、Kölnの順に具体的にみてみることにしよう。

まず、Stuttgart少年法の家においては、ここに属している警察が管轄する少年ないし青年による一般的な刑事事件<sup>①</sup>を受理した場合には、直ちに、検察に事前連絡（Voransmeldung）を入れることとなっている。その狙いは、少年係検察官が早期に手続に取り掛かり、その結果、少年係検察官が長期にわたって捜査手続に関与し、警察と少年係検察官との間で緊密な連携がとられることを通して、逮捕や捜索令状の請求準備を迅速に行うだけでなく、必ず

しも必要ではない捜査項目を明らかにすることにある。<sup>2)</sup> こうして不要な業務負担を減らすことも、ここでの連携の狙いであることがわかる。

他方、重大事件などの場合、警察における事情聴取と接続しながら、検察部門においてケース会議 (Fallkonferenz) が開かれねばならない。このケース会議には、警察官、少年係検察官、少年局の職員だけでなく、少年ないし青年本人やその両親が参加する場合もある。このケース会議を通して、少年係検察官が早期に少年ないし青年やその両親などに関する情報を得られるだけでなく、少年局の職員も同じ情報を得られる。そのため、当該職員が少年裁判補助機関として、少年ないし青年やその両親などに関する情報を踏まえて、警察が捜査を続けている段階から、少年ないし青年に対する社会内での援助に着手することが可能になる。<sup>3)</sup> その結果、少年ないし青年への公判手続が始まる前に「行為者被害者和解」(Täter-Opfer-Ausgleich)<sup>4)</sup> などにも早期に取り組まれることになるのである。

こうして、少年係検察官が早期に当該事件の情報のみならず、少年ないし青年やその両親などに関する情報を得ることによって、少年裁判所への早期の公訴提起が可能となるだけでなく、それを通して、少年裁判所も事件が起こった地域や被告人が置かれている実情を早期に知ることができるために、少年裁判所における手続を迅速なものにすることも可能となる。<sup>5)</sup> なお、こうした内部での連携にあたっては、警察、検察、少年局との間で頻繁に開催される個別ミーティングの場で、フィードバックと効果の検証がなされることの重要性も指摘されている。<sup>6)</sup>

次に Ludwigshafen 少年法の家について見てみると、<sup>7)</sup> ここで受理された少年ないし青年の事件について、警察と少年係検察官との間で事前の打ち合わせが行われ、そこで、個別の事件に関する捜査の方針が定められる。その結果、少年係検察官が、デイバージョン、すなわち、公訴提起の見合わせという形で手続の打ち切りを望む事件につ

いては、捜査が省力化されることになる。この事前打ち合わせは、基本的に警察と少年係検察官との間で行われるものであり、必ずしも少年局の職員たる少年裁判補助者が出席するわけではない。<sup>8)</sup> 言い換えると、ここでは、早期に手続を打ち切るべき事件を明らかにすることを通して、捜査機関の業務を省力化することに力点が置かれているのである。

そして、警察、少年係検察官、そして少年局の職員が参加して、定期的開催されるデイバージョン会議において、こうした事件のデイバージョンの手続がなされる。この会議において扱われる事件は、被疑者の自白があり、かつ軽微なものとされており、教育的な措置を通して、少年ないし青年の被疑者に早期に再犯防止に向けた影響を与えることがその目的である。そのために、少年ないし青年の被疑者やその両親などが、この会議に参加することもある。<sup>9)</sup>

こうして、早期に手続を打ち切るべき事件をふるいにかけて後に、特に「重要」ないし「困難」とされた事件については、できる限り早期に全ての機関が集まったのケース会議が開催され、事件に関する情報を共有した上で、共通の方針が練り上げられ、具体的な手続の進め方が決められる。このケース会議において、必要に応じて、概ね少年局の職員が担当する、当該事件に関するケースマネージャーが定められる。<sup>10)</sup> このケースマネージャーの役割は、当該ケースに関わる関係機関の間での調整とその後の計画作りにあり、その中でも、援助に係る費用の見積もり、<sup>11)</sup> 協力機関への説明、必要な場合の次回の期日調整などが特に重要である。なお、ここでのケース会議には、警察と少年局の職員との間で行われ、検察への提案をまとめる小ケース会議と、何度も事件を繰り返してきた頻回行為者の場合のような特に問題のあるケースに関して、検察の代表者や、場合によっては、ここに入っている犯罪者援助団体も加わる大ケース会議とがある。こうした大小のケース会議では、当該ケースの少年ないし若年の被疑者が犯

したかつての事件やその際に採られた措置に関する情報も共有されるが、これが行われるには、その被疑者ないしその両親の承諾が必要となる。そのような事情もあいつて、少年ないし青年とその両親が、適切な方法でこのケース会議に参加している。<sup>12</sup> これらのケース会議を通して最終的な事件の処理が決まり、公訴提起が必要な事件については少年裁判所に公訴提起がなされることになる。<sup>13</sup>

最後に、一年間に五つ以上の強盗、傷害、脅迫、窃盗などの犯罪の嫌疑をかけられた少年ないし青年の事件に対象が限定されているKOF少年法の家について見てみよう。ここでは、まず、KOF警察などが所有するデータに基づいて、KOF少年法の家に属する警察が、そうした要件に該当する少年ないし青年の事件を選抜する。<sup>14</sup>

これを受けて、KOF少年法の家に属する少年局は、子ども・少年援助法に基づく教育援助では効果が望めないとともに、登校拒否、家族のつながりの欠如、薬物乱用の危険、家庭内暴力、両親の犯罪などが見られるケースを選び出して、KOF少年法の家におけるプログラムを提案する。この提案を受けて、プログラムの対象とするか、あるいはケース会議の対象とするかなどについて毎月の話し合いが、少年係検察官、KOF少年法の家に属する警察、少年局などによって行われる。その結果、少年ないし青年がプログラムの対象とされると、KOF少年法の家に特別な体制が敷かれ、手続が迅速に進められることになる。<sup>15</sup> 警察段階においては、少年ないし青年を担当する警察官は固定され、少年係検察官は警察による取調べにも立会い、KOF市の社会福祉部門が少年援助の給付を活発に行い、少年裁判補助者との話し合いなども活発に行われた上で必要な場合は公訴提起がなされるというのが、このプログラムの具体的内容である。<sup>16</sup>

ケース会議は、個別のケースに応じて、様々な形で開催されるが、個人情報保護に関する規定に基づき、これに参加する機関の担い手の間における情報交換、ケースについての意見交換、最後に、少年やその両親などを交えて、

これから取り組まれるべきことなどについての説明とそれに対する質疑応答もなされる。<sup>17)</sup>

KoB少年法の家に属する機関の間で右に見たような特別な体制が敷かれる場合、警察と検察の間での書面は手渡しされ、各機関から中立的な立場で様々な事柄を調整する役割の者が、各機関の担い手の間での話し合いなどの調整を行うことになっている。<sup>18)</sup>

右に見たように、それぞれの少年法の家に属する機関の連携が構築されるにあたっては、内部でのコミュニケーションを迅速に行えるようにすることで、迅速に事件を選別してその処理を進めるといふ点に力点が置かれるとともに、必要とされる個別のケースについて、少年ないし青年本人が参加できる形でのケース会議を開催しているという点に共通点があると言えよう。

#### (四) ドイツ少年法の家と外部機関との連携

次に、ドイツ少年法の家に属する機関と、外部機関との連携の状況についても、Stuttgart、Ludwigshafen、Kölnの順で見えていくことにしよう。

まず、Stuttgart少年法の家においては、少年援助団体、学校、さらに様々な機関と連携して、公判が開始される前の段階の少年ないし青年の問題状況に合わせて、少年ないし青年のグループ内での調停、反暴力トレーニングなどのプログラムが提供されているほか、薬物中毒の相談に応じてもらったり、弁護士に協力してもらったの被害者への損害賠償なども行われたりしている。<sup>19)</sup>

こうした外部機関の担い手の中で、少年ないし青年の弁護士との連携は重要な役割があると位置づけられており、

Stuttgart少年法の家から、弁護士にも迅速に情報提供がなされる。その意義として、少年ないし青年に弁護士とともに働きかける効果の大きさだけでなく、不必要な未決勾留を避けるための弁護士との共同作業の重要性も挙げられている。<sup>(20)</sup>

その他、外部の少年援助団体などと連携して、青少年の間での競争意識や張り合う姿勢などを除去しようとする取組みや、刑事施設と連携して、自由刑を受ける危機に瀕している少年たちに自由刑の実際を知らせることで、さらなる犯罪以外の将来設計を持たせるようにする取組みなども行われている。<sup>(21)</sup>

しかし、Stuttgart少年法の家に属するといえども、警察による学校訪問が学校についての悪評を立たせるということで学校側に拒絶反応があるため、学校との連携は困難なことが多く、また、少年援助団体と警察との間では、何が少年にとって良いことなのかに関する見解の衝突があり、必ずしも連携がスムーズに進まないといった問題点も指摘されている。<sup>(22)</sup>

次に、Ludwigshafen少年法の家と外部機関との連携について見てみよう。この少年法の家にとって、中心的な連携パートナーとして挙げられている外部機関は、少年局に属する社会サービス部 (Der Soziale Dienst) であり、教育援助や子どもへの保護を管轄している。ここは、本来、日常生活、あるいは危機的な場面において、子どもや少年のケアに関する相談を受け付けたり、情報を提供したり、援助を行ったりする機関であるが、Ludwigshafen少年法の家が受理した個別の事件ごとに必要に応じて協力するだけでなく、個別の事件を超えて、それぞれの業務にとって重要な催しを共催するという形での協力も行っている。<sup>(23)</sup>

この他、Ludwigshafen少年法の家と連携している外部機関としては、就労支援団体、弁護士会、保護観察所などの少年非行や少年保護に関わる様々な団体が挙げられている。この中でも、重要な連携パートナーとして、やはり

少年局に属している、スクールソーシャルワーカーや少年育成の職員が挙げられている。<sup>24)</sup>

こうした外部機関の担い手は、Ludwigschafen少年法の家で開催される個別事件に関するケース会議にも、必要な場合は、その二回目から同席して、当該少年ないし青年の立ち直りに向けた提案などをする<sup>25)</sup>こともある。

最後に、No.5少年法の家と外部機関との連携について見てみよう。このNo.5少年法の家で主な連携先として挙げられている外部機関はNo.5地方裁判所とそれに属する保護観察官、No.5区裁判所、No.5市、いくつかの社会内処遇の選択肢を提供する民間団体の一つとして著名なBrucke<sup>26)</sup>の他、様々な任意の少年援助団体などである。<sup>28)</sup>

この中で、特に重要なものとして挙げられているのが、No.5市の街頭補導担当である。これは、もともと二〇〇八年の初頭にNo.5市が少年犯罪への包括的な措置として決定したことに基づき、同年の八月に七人の男女が街頭補導担当として任命されたことに始まったものである。この街頭補導担当は、何度も犯罪を繰り返してきた少年ないし青年を何かと世話したり、さらなる犯罪につながりかねない問題状況を彼らに教え諭したりするなどの取組みを続けてきた。この街頭補導担当は、No.5少年法の家が対象とする少年ないし青年についての毎月の話し合いに外部機関として参加し、個別の少年ないし青年の現状や今後についての意見を述べるといふ形で、No.5少年法の家<sup>29)</sup>に属する諸機関と連携しており、この街頭補導担当からもたらされる情報は重要であると評価されている。

この他、少年の未決勾留の回避に向けて、この地域にある五カ所のグループホームと連携し、未決勾留に代えてそれを利用し、あるいは、手続打ち切りなどにあたって必要とされる場合に備えて、Bruckeなどと連携し、少年ないし青年のための公益労働の場所を確保する取組みもなされている。その結果、かつては、No.5少年法の家<sup>30)</sup>に属する警察と外部の少年援助団体とは少年犯罪に対する互いの業務への理解にかなりの隔たりがあったが、現在では、お互いの業務を尊重し合うことを通して、連携相手との相互理解が深まってきたと言われている。しかし、個



人情報保護に関する諸規定によれば、少年本人などの同意なしにその個人情報やりとりを行えないことが、Kohl 少年法の家と外部機関との連携にとっても大きな問題となっているのである。<sup>(30)</sup>

右で見たように、外部機関との連携については、それぞれの少年法の家が置かれている状況に合わせた特色があると言える。そして、外部機関の担い手も少年法の家において開催されるケース会議に参加する場合がある。しかし、このような連携が順調に進んでいるのかどうかは必ずしも明らかにされていない。そして、外部機関と少年法の家に属する機関がそれぞれに入手した少年ないし青年のプライバシーに関わる情報を交換するためには本人の同意が必要であり、それが少年法の家と外部機関との連携にあたって桎梏となっていることが窺われる。

#### （五）ドイツ少年法の家における連携の成果検証とその到達点

右で見てきたドイツにおける少年法の家における連携がどのような成果をもたらしたのかについては、既に Stuttgart 少年法の家と Ludwigshafen 少年法の家を対象になされた外部の研究者による研究がそれぞれ公表されている。そこで、それぞれの研究が明らかにしていることを概観することにしよう。

まず、Stuttgart 少年法の家については、Feuehlein と Kugler によるものが二〇〇三年に公表されている。そもそも、Stuttgart 少年法の家はモデルプロジェクトとしてスタートしたものであり、その発足当初から外部の研究者による成果の検証作業が予定されていた。<sup>(31)</sup>

この検証作業の方法は、Stuttgart 少年法の家などから提供された数々のデータ、及び様々な機関の担い手に対する質問の回答などに関する分析から成り立っている。<sup>(32)</sup>そして、この検証作業をまとめた研究は、このモデルプロジェ

クトの法的枠組、Stuttgart少年法の家における連携、犯罪予防プロジェクト、少年刑事手続、少年法の家の評価、勧告の六つの章から成り立っているが、その大部分を少年刑事手続の章が占めている。

そこで、この章の内容を概観すると、Stuttgart少年法の家がその業務を開始する前の一年間と、業務開始後の三年間のデータなどを比較して、事件処理にかかる時間の短縮効果と少年裁判所において選択された処分等の変化を明らかにすることに焦点が当てられていることがわかる。

前者については、まず、業務開始後の最初の半年（一九九九年六月一日から同年一月三〇日まで）とデータが収集された期間の最後の半年（二〇〇一年一月一日から二〇〇二年五月三一日まで）におけるStuttgart少年法の家における少年係検察官による事件処理終了までにかかる時間が、平均で七〇・七日から三四・七日、中央値で五日から二九日へとそれぞれ大幅に減少した<sup>(33)</sup>。これをStuttgart少年法の家が業務を開始する前の一年間と業務開始後の三年間で比較した場合、平均で一〇五・一日から五一・六日、中央値で八一・五日から三五日へとさらに大きく減少していた<sup>(34)</sup>。

後者の、少年裁判所において選択された処分等の変化については、Stuttgart少年法の家が業務を開始する前の一年間と業務開始後の三年間で比較した場合、有罪判決が全体の六二・八%から三五・四%に、略式命令<sup>(35)</sup>も七%から〇・九%に減少したのに対して、少年裁判所法四七条に基づく裁判官による手続打ち切りが二〇%から三三・五%に、手続併合が四・七%から一三%に上昇した<sup>(36)</sup>。そして、有罪判決において言い渡された処分を同時期で比較すると、労務提供が三七・七%から五六%に、損害回復が〇・六%から七%になど、処分の執行に少年局が関与するものが増加し、単純な金銭支払いが三二%から六%になど、処分の執行に少年局の関与がないものが減少した<sup>(37)</sup>。このような変化を踏まえて、処遇選択におけるデイバージョン志向、被害者志向、個別化志向が強まったことが帰結さ

れ、こうした変化は Stuttgart 少年法の家における新たな諸機関連携の結果と見ることが可能であると指摘されている<sup>(38)</sup>。そして、このような実務の大きな変化があったにもかかわらず、Stuttgart 少年法の家管轄区域での少年ないし青年による犯罪の認知件数に大きな変化はなかったことも指摘されている<sup>(39)</sup>。

このような指摘を踏まえて、研究のまとめにおいては、Stuttgart 少年法の家として結実したモデルプロジェクトは維持され、その対象が拡大され、さらに各関係機関の間における連携が発展されるべきことが勧告されている。ちなみに、この連携の発展とは、連携を安定化させることであるとして、その安定化に向けては、その連携の質の向上に向けて検証を重ねることも勧告されている<sup>(40)</sup>。

この研究は、検証の結果として、Stuttgart 少年法の家もたらした成果を高く評価したものとと言える。しかし、同時に連携の質の向上も求めている点は注目される。なお、こうした連携の質の向上が求められた背景としては、外部機関の担い手への質問を通して、Stuttgart 少年法の家から一方的な協力を求められることに対する不満が質問を受けた団体の半数から寄せられ、警察との連携が少年との信頼関係喪失につながることへの懸念も半数の少年援助団体から寄せられていたことなどが考えられよう<sup>(41)</sup>。

次に、Ludwigshafen 少年法の家を対象とする Miller、Muke、Wink による、二〇〇八年に公表された研究を見ることにしよう。

この研究は、Ludwigshafen 少年法の家が業務を開始した二〇〇五年九月二六日から二年間がモデルプロジェクト期間とされ、この期間に研究者による検証がなされることが当初から企画されていたことに基づくものである<sup>(42)</sup>。ここでは、この期間のデータ、及び様々な機関の担い手への質問やインタビューの結果を踏まえて、Ludwigshafen 少年法の家における少年刑事手続に要した時間、諸機関の対応、及びそこでの手続に関与した諸機関の連携に焦点を

当てた検証がなされた上で、提言がまとめられている。<sup>(43)</sup>

そこで、まず、Ludwigshafen少年法の家における少年刑事手続に要した時間について見てみると、警察が少年ないし青年の事件を受理してから少年係検察官への当該事件の送致までの平均期間が、Ludwigshafen少年法の家の業務開始前五ヵ月間では一七・四日であったのに、業務開始直前の二〇〇五年九月一日から二〇〇六年八月三十一日までと七・八日、さらに二〇〇六年九月一日から二〇〇七年八月三十一日までだと四・一日へと、約四分の一に短縮された。これを中央値で見ても、一〇日から六日へ、そして五日へと二分の一に短縮されている。<sup>(44)</sup>また、警察の事件受理から少年係検察官による事件処理終了までの平均期間は、同じく業務開始前は二〇五・六日であったものが最終的には一二〇・九日へと短縮され、これを中央値で見ても、一五四日から一〇四日へと短縮された。さらに、少年係検察官が公訴提起した事件に絞ると、業務開始前は平均で四三二・一日かかっていたものが最終的には一五三・三日へと短縮され、中央値では三九六日から一三一日へと短縮された。<sup>(45)</sup>他方、少年ないし青年の事件に対する捜査手続の開始から、事件に関する書類が少年局に到達するまでの平均期間で見ても、業務開始前は一七〇・五日であったものが最終的には九七・七日へと短縮され、中央値では一二九・五日から八一日へと短縮された。<sup>(46)</sup>さらに、少年局への書類到達から少年刑事手続における少年裁判所補助による援助の開始までに要した平均期間も一〇三日であったものが最終的には五八・四日へと短縮され、中央値では七〇日から五四日へと短縮された。<sup>(47)</sup>このように、Ludwigshafen少年法の家においても少年ないし青年に対する刑事手続にかかる時間が、その業務開始以降に、大幅に短縮したことが明らかにされたのである。

次に、Ludwigshafen少年法の家における諸機関の対応について見ると、Ludwigshafen少年法の家が業務を開始してから二年間のデータに基づいて、専ら少年係検察官による事件処理に焦点を当てた分析がなされている。<sup>(48)</sup>

Stuttgart少年法の家の場合のように、業務開始前の当該地域におけるデータと比較するのではなく、ドイツのラントレベルでのデータとの比較検討に止まっているが、その結果、Ludwigshafen少年法の家においては、少年裁判補助者や様々な少年援助団体が関与する形での「新たな社会内処遇」が十分に行われていないことが明らかにされた上で、今後は、少年裁判補助者や少年援助団体が提供する援助と連携した取組みが展開できることが示唆されている。<sup>(49)</sup>

そして、Ludwigshafen少年法の家に属する諸機関の担い手などへの質問紙への回答などの分析に基づく諸機関の連携状況については次のような評価がなされている。即ち、Ludwigshafen少年法の家が業務を開始する以前は、個々の警察官・少年係検察官・少年裁判補助者のほとんど全てが、連携に基づく協働が業務に役に立つとは考えておらず、とりわけ、警察と少年裁判補助者との間では、その業務の枠組みなどが全く異なるため、お互いがお互いを知らず、両者の間で生じるトラブルを解消する術もなく、ある種の相互不信が醸成されていた。<sup>(50)</sup>しかし、Ludwigshafen少年法の家が業務を開始して以降は、それぞれの機関の担い手が、個別事件に関する協働について「満足している」ないし「とても満足している」と圧倒的多数で回答していることなどから、お互いの任務や役割を知り、お互いを信頼した上で、連携して協働できるようになったというのがそれである。<sup>(51)</sup>加えて、これらの連携の核となっているのは、事前の打ち合わせやケース会議のような、お互いが顔を合わせて議論する個別事件に関する一種の委員会であるとも分析されている。<sup>(52)</sup>

右のような評価と分析を踏まえて、この研究は、Ludwigshafen少年法の家における様々な取組みを、未だ発展途上にあるものの、少年法の家というシステムを導入した地域や、これから導入しようと考えている地域にとって参照されるべきものと位置付けている。<sup>(53)</sup>

もつとも、この研究において、Ludwigshafen少年法の家における様々な手続の対象となった少年ないし青年にアンケート調査が行われた結果によれば、警察から不正な扱いを受けたと答えた者が全体の一二・八%、少年係検察官から不正な扱いを受けたと答えた者が一五・九%もいたこと、そして、警察や少年係検察官が自分たちの言動を真面目に受け止めてもらえなかったと答えた者もそれぞれ二四%程度に上っていたことが明らかにされている点は注目される<sup>(55)</sup>。

ところで、Köln少年法の家の業務については外部の研究者による大規模な検証研究は現在のところなされていない。しかし、Köln少年法の家は毎年年次報告書を公表しており<sup>(56)</sup>、その最新のものでは、二〇一〇年から二〇一三年までのKöln少年法の家において、プログラム開始後半年間に新たな事件が全く認知されなかったとしてプログラムが終了した少年ないし青年のその後の状況とその手続に要した時間の変化が明らかにされている。

まず、この報告書では、プログラム終了からの一年間に三つ以上の犯罪で認知された場合が「再犯」と定義された上で、二〇一〇年に終了した者から二〇一三年に終了した者のその後の状況がまとめられている。それによると二〇一〇年に終了した者の二二%、二〇一一年に終了した者の三〇%、二〇一二年に終了した者の一一%、二〇一三年に終了した者の二四%が、それぞれ「再犯」に当たることが明らかとされている<sup>(56)</sup>。さらに、二〇一三年に終了した三八人については、その後一年間に全く犯罪が認知されなかった者が一五人、一つの犯罪が認知された者が八人、二つの犯罪が認知された者が六人、三つ以上の犯罪が認知された者（「再犯」）が九人であるが、その認知された六二個の犯罪のうち、傷害が一四、窃盗が一二、強盗が三、薬物犯罪が一六、その他が一七となっており、少年に特有の犯罪が多いことは驚くに当たらないとまとめられている<sup>(57)</sup>。

次に、Köln少年法の家に属するKöln警察本部第五七警察署とKöln検察庁第一六九部が二〇〇八年以降扱った少

年ないし青年の事件処理に要した平均期間を見てみると、第五七警察署の場合、二〇〇八年に四二・九日だったものが二〇一四年には二七・九日、検察庁第一六九部の場合、二〇〇八年に二八日だったものが二〇一四年には二一・四日とそれぞれ短縮されていたことが明らかにされている。<sup>(58)</sup>

右に見たように、ドイツ少年法の家で取り組まれた、ドイツ少年司法に、いわば直接関与する諸機関の間での連携についての研究は、外部の研究者によるものを中心に、その手法は様々ではあるけれども、その成果に関する検証にまで到達していると言える。

もちろん、その検証の結果は、それまでのドイツ少年法の家における連携の取組みを基本的には肯定するものとなっていると見るべきであろう。しかし、Stuttgart少年法の家に関する研究においては、少年法の家の側から一方的な協力を求められることに対する不満があつたことに基づく連携の改善が勧告されており、Ludwigshafen少年法の家に関する研究においては、少年達へのアンケート調査の結果から、そこでの不正な扱いの一端が明らかとされていることは注目される。

なお、Köln少年法の家については、その設立を推し進めたNordrhein-Westfalen州の司法省サイドからは次のような肯定的な評価がなされている。

このプロジェクトの対象となった者の六〇％は、このプロジェクトでの関わりが終わってからの一年間に全く刑法犯として検挙されていないか、せいぜいその検挙は一回に過ぎないことが明らかになった。これは若年犯罪者のかなりの集団にとってとても良い数字であり、犯罪的な経歴の中断の兆候でもある。一つの家に集まることを通して、それぞれの機関の連携や直接的な人的つながりが明らかに改善され得たのである。Kölnのプロジェクトの肯定

的な経験が、今度は、他の場所にも引き継がれることが期待される。<sup>(59)</sup>

他方、*ROSE*少年法の家における取組みを、少年裁判補助者が少年ないし青年の刑事手続において行うべき少年援助の観点から批判的に検討した研究においては、そこでの手続の迅速化が再犯防止効果を改善することを示す実証研究は未だ十分になされていないことだけでなく、次のようなドイツにおける諸機関連携に関する本質的な矛盾も指摘されている。<sup>(60)</sup> 即ち、少年援助の領域で求められる個人情報保護が徹底される限り、警察や検察は少年裁判補助者からの少年に関する個人情報不足に落胆せざるを得なくなる。逆に、それを防ぐために、少年裁判補助者が得た少年に関する個人情報警察や検察に提供されれば、少年などとの信頼関係を壊し、少年援助業務を困難にするというのがそれである。<sup>(61)</sup>

また、ドイツの少年刑法に関する教科書レベルでも、こうした少年法の家という試みは、抑圧的なものである旨の否定的な評価がなされている。<sup>(62)</sup> その背景としては、本稿で取り上げた少年法の家においては、例えば、*Ludwigshafen*少年法の家に関する研究に見られるように、手続にかかる期間を短縮しようとするあまり、少年の意に沿わない形で手続が進められ、あるいは、少年の意見を十分に聴かないまま、様々な措置が採られていることが考えられる。

このようなドイツ少年法の家に関する諸問題の指摘に鑑みると、そこにおける諸機関の連携の検証はなされているものの、それは、ドイツの憲法である基本法やドイツが批准している各種の人権に関する条約が提示している価値に照らした検証が十分になされるというところには到達していないことが浮き彫りになっていると言えよう。



## 四 少年司法における連携に関する研究の課題

### （一）日独の少年司法における連携状況の相違

それでは、これまでに概観してきた、日本とドイツのそれぞれの少年司法における諸機関連携の状況や、諸機関連携に関する諸研究を踏まえて、少年司法における連携に関する今後の研究課題の析出に取り組むことにしよう。

そこで、まず、日独の少年司法における連携状況の相違を明らかにするとともに、そうした相違が生じる背景の相違を検討する。

既に見たように、日本の少年司法における諸機関連携の状況は、諸機関連携の必要性や重要性は説かれているものの、実際には、家庭裁判所を連携の核としたものは、各家庭裁判所が、少年司法に関わる学校、警察、少年鑑別所、保護観察所などとの連絡協議会を定期的に開催し、そこで情報交換を図るといレベルに止まっているというのが現状であると言えよう。<sup>⑧</sup> 他方、家庭裁判所に少年事件が送致される以前の段階も含めると、例えば、北九州市において児童相談所、警察の少年サポートセンター、教育委員会の少年サポートチームが同じ建物の同じフロアにそれぞれの事務所を構えて、普段からの情報の共有化促進と、緊急対応時における迅速・的確な行動の連携の容易化をもたらしている実践が目立つ程度と言える。

他方、ドイツの少年司法においては、一部の地域ではあるが、少年法の家の一つ屋根の下に、警察、検察、そして少年裁判補助業務を担う少年局が集まって相互に連携しながら業務を行い、少年法の家の外部にある諸機関とも連携しつつ、少年ないし青年の刑事事件の処理を迅速化し、あるいは、何度も犯罪を繰り返す少年ないし青年の犯

罪キャリアを止める取組みが、既に実現している。従って、少年司法における諸機関連携の進み具合は、日独の間に大きな違いがあると言える。

さらに、日本とドイツの間での、こうした少年司法における諸機関連携の出発点についても小さくない相違を見ることができる。即ち、日本の場合には、発達障がい代表されるような、様々な困難を抱えた少年の事件が少年司法における諸機関連携研究の出発点と言え、警察、児童相談所、教育委員会などにおいて実際に取り組まれている連携も、被虐待経験を持つ少年による非行など、従来の「タテ割り型」の仕組みでは的確な対応が困難な事件の存在が、その出発点と言える。

これに対し、ドイツの場合は、*KoPi*少年法の家のように、累犯少年の犯罪キャリアを終わらせるといった一定の事件に焦点化された諸機関連携もあるものの、ドイツ少年法の家の出発点は、いずれの場合も、少年ないし青年による事件に関する手続にかかる時間短縮のニーズであって、決して、日本の場合と同じではない。

また、日独の少年司法における連携状況の違いには、連携の出発点の違いだけでなく、日独の少年司法制度の違いも、その背景となっていると考えられる。それは、少年の事件が管轄の裁判所に係属するまでの仕組みの違いである。日本の場合、少年法の全件送致原則に基づき、家庭裁判所に少年刑事事件の捜査を遂げた捜査機関は犯罪の嫌疑がある限り、事件を家庭裁判所に送致しなければならない（少年法四一条、四二条）。また、捜査機関には、被疑者である少年に教育措置などを取る少年法上の根拠がない<sup>(65)</sup>。そして、この捜査の段階では、家庭裁判所に事件が係属していないのであるから、家庭裁判所調査官による調査もなされない。

これに対して、ドイツの場合、検察官は少年刑事事件の起訴を見合わせる権限が少年裁判所法によって認められている（少年裁判所法四五条）。加えて、この訴追の見合わせを行うにあたって、少年裁判補助機関などによる教

育的な措置が採られることを少年裁判所法は予定している（少年裁判所法四五条二項）。さらには、既に見たように、少年裁判補助機関は、公訴提起前の段階から、公私の少年援助団体と連携して少年への援助を行うなど少年の刑事手続に関与する権限も少年裁判所法によって与えられている。このような法的根拠があるからこそ、警察、検察、少年裁判補助者が属する少年局などが、一つ屋根の下に集まって連携することに一定の意義が見出されると言えよう。つまり、ドイツ少年法の家における諸機関連携の背景には、日本とは全く異なるドイツ少年裁判所法ならではの仕組みが存するのである。

## （二）日独の少年司法における連携研究の相違

右に見たような日独の少年司法における諸機関連携の状況と、その背景の相違は、必然的に日独の少年司法における連携研究のレベルの違いを産み出す。

即ち、日本の場合は、少年司法における諸機関連携が、家庭裁判所調査官によるものの場合、協議会などを通じた情報交換の在り方レベルに止まっている。そして、家庭裁判所に少年事件が送致される以前の段階も含めて、警察、児童福祉、教育の各機関が同じ建物の同じフロアにそれぞれの事務所を構えて、普段からの情報の共有化促進と、緊急対応時における迅速・的確な行動の連携の容易化に取り組んでいるレベルにある。そのため、少年司法における諸機関連携に関する研究も未だその入口段階に止まっていると言わざるをえない。

これに比べると、ドイツの場合、まだドイツ全土に広がっていないというわけではないが、少年法の家を通した少年司法における諸機関連携の取組みが進められ、しかも、それがパイロットプロジェクトとしてスタートしたとい

う事情もあいまって、その成果の検証が、外部の研究者によってなされている。これを、日本における石川正興の研究における諸機関連携の検証に比べた場合、そのために集められた資料や検証の手法という点だけでみても、ドイツにおける検証研究の方が高いレベルのものであると言わざるをえない。

さらに、日本の場合は、少年司法における諸機関連携の実践例が少ないために、そうした実例を踏まえた研究を通して浮かび上がってくる、諸機関連携の課題や問題点の指摘も少なくならざるをえない。他方、ドイツ少年法の家に関する検証研究においては、Stüttgen少年法の家については、外部機関の側が少年法の家に対して不満を持っているという点で少年法の家と外部機関との連携に改善すべき点があることや、Ludwigshafen少年法の家については、少年達へのアンケート調査の結果から、そこでの不正な扱いの一端が明らかとされている。さらには、少年法の家における諸機関連携の取組みを批判的に検討する研究もなされていることよって、個人情報保護が諸機関連携にとって大きな課題をつきつけていることも明らかにされている。このように、諸機関連携の実践を踏まえた、その課題や問題点が既に指摘されている点も、ドイツ少年司法における諸機関連携に関する研究の進展を示すものと言える。

他方、日独の少年司法における諸機関連携の研究において、ともに取り組まれていないテーマがあることも、それぞれの研究の概観によって明らかになったように思われる。日本やドイツにおける上位規範である日本国憲法や基本法、さらには両国がともに批准している子どもの権利条約などに照らした連携の在り方というのがそれである。

### （三）少年司法における諸機関連携に関する研究の課題

そこで、本稿においてこれまでに明らかにしたことを踏まえて、次に、今後取り組まれるべき、少年司法における諸機関連携に関する研究の課題を挙げていくことにしたい。

まず、少年司法における諸機関連携の在り方を、上位規範が示す価値に照らして検討することが挙げられる。これは、既に見たように、日独の少年司法における諸機関連携の研究においては未だ十分に組み立てていないテーマと言える。この点の検討を踏まえた後に、少年司法における、あるべき諸機関連携の形が初めて明らかになるように思われる。少なくとも、単に少年事件の迅速処理のために過ぎないのか、それとも、日本国憲法や子どもの権利条約に基づき少年の成長発達権を保障し、あるいは、障がい者の権利条約に基づき障がいのある少年に対して合理的配慮を提供するためなのかで、少年司法におけるあるべき諸機関連携の形は異なるはずである。従って、少年司法における諸機関連携が何のためになされるべきかという点も含めて、上位規範に照らした検討こそが喫緊の研究課題なのである。

次に、上位規範に照らして求められる、少年司法におけるあるべき諸機関連携を実現するために必要な条件を検討することが挙げられる。例えば、ドイツのように一つ屋根の下に少年司法に関わる諸機関が集まったとしても、諸機関の担い手達の間で信頼関係が築けなければ真の意味での連携は成り立たないはずである。従って、少年司法における諸機関の担い手の間での信頼関係の構築は、あるべき連携を実現する必要条件と考えられる。そうすると、例えば、日本の家庭裁判所調査官のようにこの四〇年程の間で頻繁な異動が常態化するようになった者と、他の担い手との間で信頼関係の構築が容易に進むのかという疑問も生じる。言い換えれば、少年司法に関わる諸機関の担

い手の間における信頼関係構築を促進する条件を明らかにして、その条件を整備する方策を検討することも重要な研究課題となりうるのである。

これと関連して、少年司法における諸機関連携と少年や関係者の個人情報保護とがどのようにして両立されるべきかという点も研究課題として挙げられよう。既に見たように、ドイツにおいては、少年の個人情報保護の法的要請が、少年司法における諸機関連携において重要な役割を果たす諸機関の間での情報交換を困難にしているという問題が指摘されている。日本の場合も、少年司法に関与する諸機関の担い手には守秘義務が課されていることが多く、個人情報保護の要請も高まっている。この論点は、少年司法に関する研究においては必ずしも取り組まれてきたものではないため、やはり喫緊の研究課題と言えよう。

最後に、少年司法においてあるべき諸機関連携が実現しているのかについての検証の方法についての研究が挙げられる。少年司法における諸機関連携の検証については、既に見たように、ドイツでは一定の研究の蓄積があるが、日本では、初歩段階のものしか見られない。あるべき諸機関連携の実現に向けては、少年司法における諸機関連携の改善が必要不可欠である。そのためには既に取り組まれている諸機関連携の検証も、また必要不可欠である。もちろん、この検証の方法についての検討も進められる必要がある。

## 五 結びに代えて

本稿において明らかとなったことをまとめると、次のようになる。

第一に、日本の少年司法における諸機関連携は、発達障がい代表されるような、様々な困難を抱えた少年のケ―

スを出発点にその研究が始められ、その必要性や重要性は説かれているものの、それは、未だに始まったばかりの状況にあること。

第二に、ドイツの少年司法における諸機関連携は、少年刑事事件の処理を迅速に進めることを出発点に、そのための具体的な連携の枠組み作りの検討が進み、一部の地域ではあるが、少年司法に直接関わる諸機関が一つ屋根の下に集まって、内部の機関だけでなく、外部の機関とも連携するという、少年法の家という形で実現し、そこでの連携の成果に関する検証研究も公表されていること。

第三に、こうした日独の少年司法における諸機関連携の相違には、それぞれの少年司法制度、とりわけ、少年事件が管轄の裁判所に係属するまでの制度の相違が深く関わっていること。

第四に、他方で、日独のどちらにおいても、少年司法における諸機関連携の在り方を、上位規範が示す価値に照らして検討することは課題として残っており、少年司法におけるあるべき諸機関連携を実現するために必要な条件、少年司法における諸機関連携と少年や関係者の個人情報保護との両立、少年司法における諸機関連携の検証も、今後取り組まれるべき研究課題であること。

今後は、最後に挙げられた諸課題の検討に取り組みことを通して、日本の状況に合った、少年司法におけるあるべき諸機関連携の実現に向けた一歩を踏み出すことを約して、筆を擱くこととする。

〔付記〕

本稿は、学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））「効果的な再非行防止に向けた家庭裁判所と関係諸機関との連携に関する基盤的研究」（課題番号：二六三八〇〇九四）の成果の一部である。

- (1) 筆者がStuttgart少年法の家において二〇一四年一〇月二九日に実施した聴き取り調査によれば、ここに属する警察は、管轄内に居住している二一歳未満の者の事件のうち、交通事件や連邦警察が扱う政治犯を以外の事件を管轄している。
- (2) Vgl. Haus des Jugendrechts (Hrsg.), Das Haus des Jugendrechts Stuttgart, W. Kohlhammer 2014, S. 17f.
- (3) Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.18.
- (4) ドイツ少年裁判所法における行為者被害者和解は、教育処分の一つとして一九九〇年の改正で導入されたものであり、少年局の職員が少年と被害者との間に入って、話し合いの場を設け、少年が犯した行為やその結果、そして損害賠償の自身について話し合いを深められるようにその関係を取り持つ形で進められる。しかし、実際は、教育処分としてよりは、公訴提起を見合わせる前提として進められることが多いと言われている。岡田行雄「ドイツ少年司法改革の動向」齊藤豊治＝守屋克彦編著『少年法の課題と展望第二巻』（成文堂・二〇〇六年）三六一―三七頁参照。
- (5) Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.19.
- (6) Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.22.
- (7) Ludwigshafen 少年法の家が管轄する事件は、殺人事件と性犯罪を除く、少年と青年による事件となっており、Stuttgart少年法の家のとこれに比べると、その範囲は狭くなっている。
- (8) Vgl. Müller/Mutke/Wink, „Unter einem Dach“-Neue Wege in Jugendstraftrechtsplege, ISM 2008, S.66.
- (9) もっとも、少年係検察官が多忙なこともあり、警察とのやりとりが電話でなされたり、少年係検察官の同意があるケースでは、警察が少年局に直接ディバージョンに関する提案を書面で行う場合もある。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Ann.8, S.68.
- (10) 援助措置が不要と考えられる、例外的なケースの場合のみ警察官がケースマネージャーを務めることがある。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Ann.8, S.67.



- (11) 少年援助の費用は、少年ないし地方自治体の負担とされているため、このような見積もりも重要になる。岡田行雄「ドイッ少年法の現状と課題」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』（法律文化社・二〇〇八年）二四八頁参照。
- (12) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.67.
- (13) これとは別に、Ludwigshafen少年法の家に属する機関の職員全体が集まる全体会議も開催され、被害者行為者和解、薬物問題、少年行刑、家族法などのテーマに関する報告と、出席者間での討議を通して、お互いの能力向上の刺激となることが期待されているが、徐々に開催される頻度が減ってきているとの指摘がなされている。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.68.
- (14) 少年ないし青年の事件を選抜するにあたっては、事件の数だけでなく、年齢、行為の内容、家族の状況など、その時点で判明している情報も考慮される場合があり、警察だけでなく、StJ少年法の家に属する検察や少年局などの他の機関によって選抜されるべき少年ないし青年が提案される場合もある。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Jahresbericht 2011, S.12.
- (15) このプログラムは、開始後半年間で、対象となる少年ないし青年による新たな事件が全く認知されなかった場合、あるいは、一年を超える自由刑、保安処分などの収容処分を受けた場合に終了となる。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm.14, S.13ff.
- (16) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Jahresbericht 2014, S.14.
- (17) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm.16, S.15.
- (18) 当初は警察から委託を受けた者がこの調整役を務めていたが、二〇一五年三月からは、少年係検察官も各機関から中立的な立場での調整役を務めている。Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm.14, S.18, Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts,

- (19) Stuttgart 少年法の家では、二〇〇一年三月から二〇〇三年一月までは毎週無料の法律相談が地元の弁護士会によって提供されていた。Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.22.
- (20) Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.22. もちろん、筆者が二〇一四年一月二十九日にStuttgart 少年法の家で実施した聴き取り調査によれば、弁護士が、この少年法の家にやってきて、この内部に属する機関の担い手や少年ないし青年と直接やりとりするというよりも、電話をかけて用件を済ますということが多いとのことであった。
- (21) 青少年による犯罪予防活動として、学校で、犯罪がどのような手続で裁かれるのかという帰結を示す取組みや、少年達に七キロ走やハーフマラソンに向けた練習を団体で体験してもらうことを通して、薬物嗜癖、暴力傾向などへの働きかけを行う取組みも、外部の機関と連携してなされている。Vgl. Haus des Jugendrechts, Ann.2, S.28.
- (22) 筆者が二〇一四年一月二十九日にStuttgart 少年法の家で実施した聴き取り調査による。
- (23) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Ann.8, S.69.
- (24) こうした外部機関との連携の枠組みは、Ludwigshafen少年法の家が発足したときには既に作られていたと指摘されている。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Ann.8, S.69.
- (25) 筆者が二〇一四年一月三〇日にLudwigshafen少年法の家で実施した聴き取り調査による。
- (26) ドイツにおいては、保護観察官は裁判所が選任する。金尚均 Ⅱ 辻本典央 Ⅱ 武内謙治 Ⅱ 山中友理 『ドイツ刑事法入門』(法律文化社・二〇一五年) 二八一頁参照。
- (27) Brucke については、福岡県弁護士会子どもの権利委員会『少年審判制度が変わる』(商事法務・二〇〇六年) 二二〇頁―二三五頁参照。

- (28) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm.14, S.18.
- (29) Vgl. Kölner Haus des Jugendrechts, Anm.14, S.24.
- (30) 筆者が二〇一五年十一月二日にKöln少年法の家で実施した聴き取り調査による。
- (31) Vgl. Haus des Jugendrechts (Hrsg.), Anm.2, S.13.
- (32) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Das „Haus des Jugendrechts“ in Stuttgart Bad Cannstatt-Ergebnis einer Evaluation, ISM 2003, S.8ff.
- (33) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.100.
- (34) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.106.
- (35) 略式命令は、青年に対して少年裁判所法が定める少年に対する制裁面での特則を準用しない場合にのみ言い渡されるものである。略式命令を青年に対して用いることをめぐる議論については、岡田行雄「少年刑法適用の上限年齢に関する争い―青年の扱いを中心に―」山口直也編著『子ども法定年齢の比較法研究』（成文堂・二〇一七年）二二七頁以下参照。
- (36) これは長期間のデータ収集がなされたために、この期間に複数の事件で処理された少年ないし青年が一定数増えたことが、その要因と分析されている。Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.113.
- (37) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.114.
- (38) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.116.
- (39) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.175.
- (40) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.193ff.
- (41) Vgl. Feuerhelm/Kügler, Anm.32, S.60ff.
- (42) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.15.

- (43) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.71.
- (44) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.113.
- (45) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.115.
- (46) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.117.
- (47) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.118.
- (48) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.124ff.
- (49) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.137.
- (50) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.169.
- (51) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.170.
- (52) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.171.
- (53) Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.224ff.
- (54) なお、少年局で不正な扱いを受けたとの回答は全体の一・一%、少年裁判補助者に自分たちの言動を真面目に受け止めてもらえなかったとの回答は四・三%に過ぎなかった。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.216ff.
- (55) 筆者が二〇一五年一月一二日にKöln少年法の家で実施した聴き取り調査によれば、この年次報告書は、それぞれの機関、及びKöln市議会などご審査されるものごとであった。
- (56) Vgl. Köhler Haus des Jugendrechts, Anm.16, S.25.
- (57) Vgl. Köhler Haus des Jugendrechts, Anm.16, S.26.
- (58) Vgl. Köhler Haus des Jugendrechts, Anm.16, S.32.

- (59) Kutschary/Kubink, Wirksame Kriminalprävention im Jugendbereich, ZRP 2011, S.54.
- (60) Vgl. Riekenbrauk, Das "Köher Haus des Jugendrechts" – kein Modell für die Jugendhilfe, Kreis u.a. (Hrsg.), Kriminologie- Jugendkriminalrecht-Strafvollzug, 2014 Duncker&Humblot, S.388ff.
- (61) Ludwigshafen 少年法の家に関する研究においては、少年ないし青年へのアンケート調査結果の分析に基づき、現時点では、少年たちが少年援助の理念や内容をよく知らないので、少年局と警察、検察が一つ屋根の下にあることが、少年援助に与える弊害は確認されていないものと考えられると指摘されている。Vgl. Müller/Mutke/Wink, Anm.8, S.250.
- (62) 注において、Cottbus 市における民間機関としての少年法の家 (Cottbuser Jugendrechtshaus) と、本稿で取り上げた公的機関としての抑圧的な少年法の家とは区別されねばならないと言及されている。Vgl. Schaffstein/Beulke, Jugendstrafrecht 14.Aufl., Kohlhammer 2002, S.32.
- (63) 棚村政行「家庭裁判所から見た多機関連携の仕組みの分析・提言」石川正興『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題』（成文堂・二〇一三年）一六九頁以下参照。
- (64) ドイツの少年刑事事件の処理に時間がかけられる背景としては、少年が手続段階で身体拘束処分を受けることが日本に比べると頻繁ではないという事情もあると推察される。この点については、岡田行雄編著『非行少年のためにつながろう！』（現代人文社・二〇一七年）一五〇頁参照。
- (65) 但し、いわゆる簡易送致の場合に、犯罪捜査規範に基づいて、司法警察員は被疑者への訓戒などの措置を取ることとされている。この簡易送致には、全件送致原則との関係で大きな問題がある。武内謙治『少年法講義』（日本評論社・二〇一五年）二〇二頁参照。また、行政警察活動として、少年警察活動規則などに基づいて、犯罪少年、触法少年などに対する補導が行われているが、この補導にも様々な問題が指摘されている。その歴史的な経緯も含めて、武内謙治『少年司法にお

ける保護の構造』(日本評論社・二〇一四年) 三六頁以下参照。

(66) 一九七七年以降家庭裁判所調査官の頻繁な広域異動政策がおし進められたことについては、全司法労働組合『家裁少年審

判部』(大月書店・一九八三年) 一六三頁以下参照。